

売春防止関係機関

売春防止のために 次のような機関や施設があって いつでも相談に応じています

- 婦人少年室 婦人少年局の出先機関として 各都道府県の労働基準局内におかれていて
婦人問題の見地から 売春問題の調査 啓蒙 相談を行っています
特に相談のためには 婦人少年室 婦人問題相談員がおります
- 婦人少年室 協 助 員 全国各地で 婦人少年室の仕事をたすけています
- 婦人相談所・婦人相談員 保護更生のための専門の相談機関として 各都道府県に 設けられています
婦人相談所では 一時収容もしています
- 売 春 対 策 推 進 委 員 売春防止法の趣旨の啓蒙 婦女の保護更生 関係業者の転廃業の相談などに
応ずるため 厚生省にいますが 近く各都道府県にもおられます
- 婦 人 保 護 施 設 婦人を収容して更生をはかるところで 現在全国に16カ所あります
- 更 生 保 護 相 談 室 転落婦人の更生をはかるための相談機関で 現在東京 横浜 宇都宮 静岡
函館の各地検内にあります

このほか 福祉事務所 児童相談所 性病予防機関なども それぞれ保護の手をさしのべ 民生(児童)委員
保護司 人権擁護委員なども この問題解決に協力しています

また 婦人団体を中心とする民間の組織として 売春対策国民協議会があります

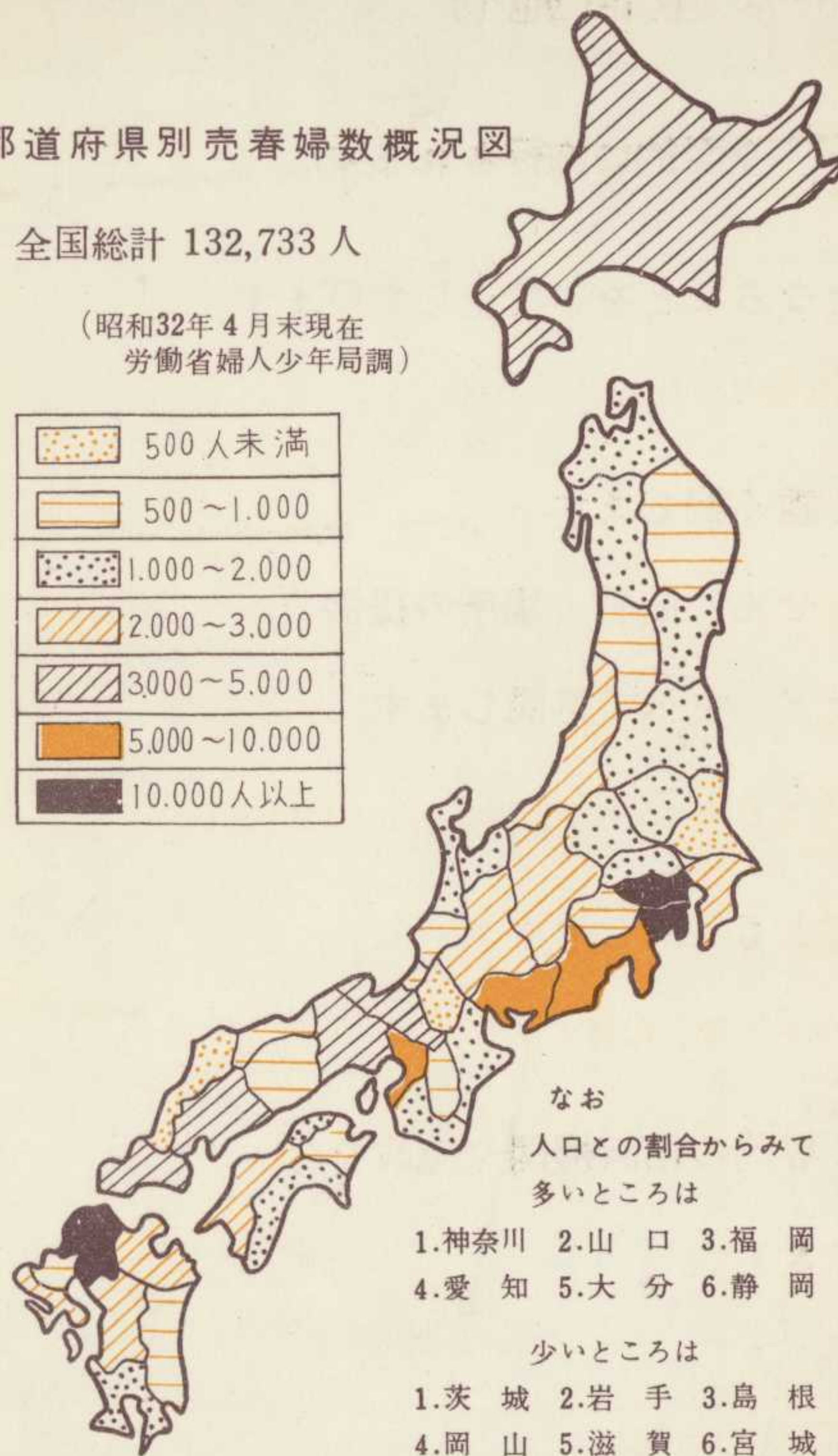
婦人少年室では 売春問題のほかに 働く婦人や年少者の問題 一般婦人の地位の問題
労働者家族の福祉の問題など 広い範囲にわたる仕事を とりあつかっています
全国各地の 公共職業安定所 公共職業補導所は 就職のあっせんや 職業の補導をし
て女子が働く場所をみつけたたり 仕事のうでをみがいたりすることをたすけ また
労働基準監督署は 労働条件の向上をはかり きもちよく働けるようにしています

都道府県別売春婦数概況図

全国総計 132,733 人

(昭和32年4月末現在
労働省婦人少年局調)

500人未満
500～1,000
1,000～2,000
2,000～3,000
3,000～5,000
5,000～10,000
10,000人以上



なお
人口との割合からみて
多いところは

1. 神奈川 2. 山 口 3. 福 岡
4. 愛 知 5. 大 分 6. 静 岡

少いところは

1. 茨 城 2. 岩 手 3. 島 根
4. 岡 山 5. 滋 賀 6. 宮 城

このほか パンフレット No. 26 リーフレット No. 37
No. 57 もごらんください 1957年11月

売春をなくすために

労働省婦人少年局

リーフレット No. 65

売春防止法いよいよ全面施行

売春防止法は 昭和33年4月1日から 全面的に施行されます

この法律は 売春をしたり その相手となることを 禁止しています

それは人間の尊さをきずつけ 社会の秩序をみだすからです

この法律は 人に売春をさせることを 重く罰します

娼家経営はもちろん あっせん 前貸 場所の提供

資金 土地 建物の供与など すべて処罰します

人に売春をさせて 利益をうるということは 人道上許せないことだからです

この法律は 婦女が売春の勧誘をすることも 罰します

公衆に迷惑をおよぼし 社会の風紀にも 悪い影響をあたえるからです

この法律は 婦女の保護更生のために 専門の相談機関や施設を

設けることを さだめています

転落婦人が一日も早く 自立更生することが のぞましいからです

みんなの力で売春一掃

行政の面でも 売春をなくすために いろいろな努力が行われています

売 春 防 止 に つ い て の 啓 蒙

転 落 防 止 の た め の 施 策

婦 女 の 保 護 更 生 の た め の 相 談 指 導

関係業者の転廃業を促進するための指導

売 春 行 為 の 取 締 り

このために 中央に売春対策審議会 地方に売春防止対策本部が設けられています

しかし 売春のない社会をつくるためには ひろく一般の あたたかい

理解と積極的な協力が 必要です

みんなが それぞれの立場で 努力しましょう

ひとりひとりが
婦人の人権を尊重する
明るい人間関係をきずく
明朗な男女交際をすすめる
健全な娯楽をたのしむ

さらに すすんで
婦人の転落防止 保護更生に手をさしのべる
社会の慣習や環境の浄化につとめる
売春をなくすための世論を育てる
婦人の地位向上をはかる

みんなでする売春をなくしましょう